

こんなことが出来ます!

集合住宅において、漏水検査が事実上なされない区域の漏水検査を簡便に行えます。

【従来の問題点】

集合住宅における、受水槽以降の水道配管を全体的に検査することは大がかりとなり実施しにくい一方、古くなった水道配管は漏水の可能性があり、仮に漏水が発生して気づけないままであると、長期にわたり余分な水道代総てを入居者が負担することとなる。

【解決したポイント】

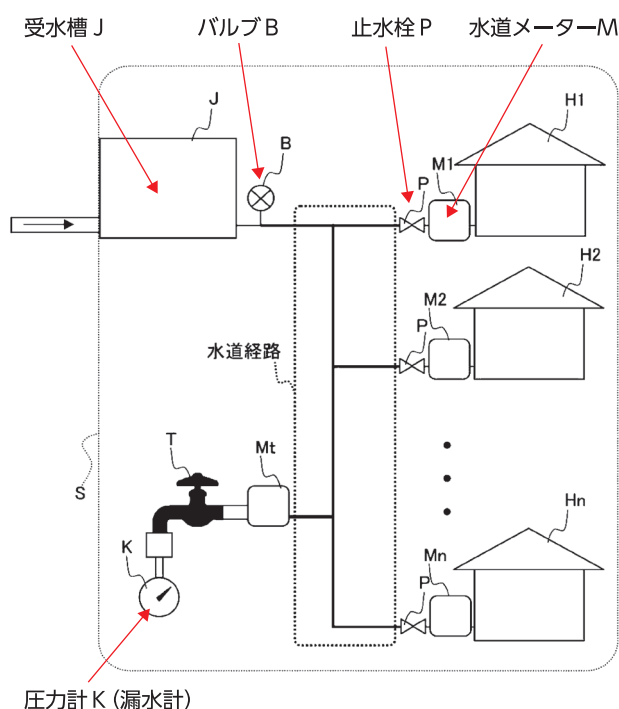
共用部の散水栓に水圧測定型の漏水計をつなぐことにより、水道経路の漏水有無を簡便に確認できる。

全戸が水道使用停止となる受水槽の清掃に合わせて実施でき、実用性が高い。

技術の概要

- ①集合住宅入居者宅の水道メーターMの止水栓Pを止める。
- ②団地内散水栓に圧力計K（記録）を取り付ける。
- ③受水槽J出口のバルブBを止める。
- ④一定時間が経過しても圧力計Kが下がらなければ、漏れはないと考えられる。
- ⑤圧力計Kが下がれば、配管の漏れを疑い改めて検査を行う。

図・写真



発明者からのメッセージ

- ・集合住宅で受水槽がある場合には、ほぼ「料金算定の特例制度」に該当すると考えられ、受水槽より下流で漏水があれば全て利用者負担になります。
- ・古い水道管でも、漏水がないことを担保する必要があります。

ライセンス情報

- 1) 開放特許情報DB番号/L2024000045
- 2) 特許番号/特許第7345162号
- 3) 公開番号/特開2021-014741
- 4) 出願番号/特願2019-130793
- 5) 出願日/2019.7.16
- 6) 発明の名称/「集合住宅漏水検査方法」
- 7) 特許権者/株式会社セーフティネクスト
- 8) 代表発明者/中田 治
- 9) 実施権許諾・譲渡種別
- 10) 共同開発・研究の意思
- 11) サンプル提供の予定
- 12) 技術指導の意思
- 13) 実施実績
- 14) 事業化実績
- 15) 実施権許諾実績

☒ 許諾	☐ 譲渡
☒ 有	☐ 無
☐ 有	☒ 無
☒ 有	☐ 無
☐ 有	☒ 無
☒ 有	☐ 無
☐ 有	☒ 無
☒ 有	☐ 無
☐ 有	☒ 無
☒ 有	☐ 無
☐ 有	☒ 無

連絡先

- 1) 所 属/公益財団法人鳥取県産業振興機構
- 2) 担当者名/経営支援部 知的所有権センター 特許流通担当
- 3) 電話番号/0857-52-6722
- 4) E-mail/chizai@toriton.or.jp